

## (1) 基本理念

学校はすべての生徒が安心して安全に過ごせるところでなければならない。その前提があつてこそ「生きる力の育成」や「豊かな心の育成」がなされる。しかし、いじめは人権侵害であり、いじめられた人の将来を大きく変えてしまう危険性のある行為である。

そこで、人権尊重の理念に基づき、『柏四中すべての生徒』が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止対策推進法」(第13条)及び「柏市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題を根絶することを目的としてここに『柏市立柏第四中学校 いじめ防止基本方針』を策定した。

- ①学校は、すべての生徒にとって安全・安心で楽しく、それぞれの夢を実現する場であることを前提に、生徒の内面に根ざした道徳性、人権意識の向上を図り、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開していく。
- ②様々な教育活動の場面、機会を通じて「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させるとともに、教職員自らがそのことを自覚して指導にあたっていく。
- ③教育相談体制の充実を図り、いじめの早期発見・即時対応、未然防止に努めるとともに、いじめが生じた場合は、教職員、保護者、関係機関等と情報を共有し、組織的に対応していく。
- ④「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」とは、心理的又は物理的な行為（インターネット）によって生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

相談は・・・

柏四中  
(7163-6401)

- ・担任 ・副担任 ・部活動顧問 ・学年職員 ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー (7163-6420)
- ・やまびこ電話相談 (0120-66-3741) など

(2) 組織及び組織図 ※組織は校務分掌上の生徒指導部を基本とする

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定及び定期的な見直し  
・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導副主任

② 日常的な業務についての協議

- ・既存の生徒指導部員（生徒指導主任、生活指導担当、教育相談担当、長欠担当、生徒会担当、養護教諭、保健担当、給食担当、安全担当、特支コーディネーター）

③いじめが発生した場合

●学校

校長、教頭、生徒指導主任、当該担任、学年主任、学年生徒指導担当・養護教諭、その他関係職員

(連携)

保護者

(支援)

被害生徒

(支援)

●関係機関

柏市教育委員会、柏市少年補導センター、千葉県警察東葛地区少年センター、柏児童相談所 等

(指導)

加害生徒

(指導)

(3) いじめの未然防止について

- ①道徳教育等の充実を図る。  
②生徒会活動、委員会活動、部活動など、生徒の自主的な活動を行う中で、自己有用感を高めさせる。  
③人権教育の推進と生徒の人権意識の高揚を図るための研究を推進する。  
④生徒指導の機能を生かしたわかる授業づくりを進める。  
⑤授業、行事、学級活動など様々な場面でコミュニケーション能力の育成を図る。  
⑥1年生を対象に、スクールカウンセラーとの計画面談を行う。  
⑦柏市教育委員会「STOP! いじめリーフレット」を家庭へ配付する。  
⑧新型コロナウィルス等の風評による偏見や差別等を生ませない指導を行う。  
⑨Q-Uを実施することを通して、学級経営及びきめ細かな個への指導を図る。  
⑩「多様な個性」を受け止め、認め合う人間関係づくりの指導を行う。

(4) いじめの早期発見について

- ①毎月（市への報告用は学期ごと）のいじめ調査を行う。  
②4月下旬～5月、10月の年2回、生徒面談及び三者面談を行う。  
※教育相談アンケートを実施し、アンケートを基に、担任や、生徒が希望した職員と個別に教育相談を行う。  
③生活記録ノートを活用し、生徒と日常的にコミュニケーションを図る。  
④教育相談期間以外でも、担任以外の職員でも生徒の相談を受け付ける。  
⑤スクールカウンセラーとの連携を強化する。

## (5) いじめの相談・通報の体制について

- ① いつ
- ・いじめを受けていると感じたら、
  - ・いじめを受けている生徒を発見したら、
  - ・ひやかしやからかいを受けている生徒を見かけたら、 などいつでも
- ② 誰に
- |           |   |         |           |       |       |
|-----------|---|---------|-----------|-------|-------|
| 生徒<br>保護者 | → | ・担任     | ・部活動顧問    | ・学年職員 | ・養護教諭 |
|           |   | ・SC、SSW | ・やまびこ電話相談 | など    |       |
- ③ どのように
- |          |              |          |    |
|----------|--------------|----------|----|
| ・個別面談で相談 | ・いじめアンケートに記入 |          |    |
| ・生活記録で相談 | ・電話で相談       | ・相談箱への投書 | など |

## (6) いじめを認知した場合の対応について

- ① 事実関係の把握をする。
- ・いじめの現場を発見した場合は、その場でその行為を止める。
  - ・事案に関する集団に対してアンケートを行う。
  - ・事案に関する集団に対して聞き取り調査を行う。
  - ・被害生徒や加害生徒、周辺生徒に対しての聞き役、指導役などを分担し、早期の情報収集に努める。
- ※被害者と相談した上で、対処方法を決定する。
- ② 生徒指導部員や当該学年職員で関係者会議を行い、速やかな情報共有を図り、組織で指導・支援する体制を作る。状況に応じて関係機関と連携していく。
- ③ 生徒への指導・支援を行う。
- ・被害生徒、加害生徒だけでなく、周囲の生徒に対しても指導・支援を行う。
  - ・その際、指導後、被害生徒へのいじめが継続していないかの状況確認も行う。
- ④ 保護者と連携する。
- ・担任や当該学年職員などを中心に、即日、被害生徒、加害生徒両方の家庭に家庭訪問や電話での連絡等を行うことを基本とし、事実関係の報告と今後の学校の対応の仕方や連携方法について話し合う。

## (7) いじめの指導について

### ① 被害者に対しての指導・支援

- ・被害者の信頼できる人（家族、親しい友人、教職員など）と連携し、寄り添い支える体制を作る。→安心できる場所を作る。
- ・指導後の状況確認を授業、行事、学級活動など問わず、計画的かつ継続的に行っていく。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーと連携し、継続的なカウンセリングを行う。

## ②加害者に対しての指導

- ・いじめは人権侵害行為であることを理解させる。
- ・自らの行為の責任を自覚させる。
- ・指導後の状況確認を授業、行事、学級活動など問わず、計画的かつ継続的に行っていく。
- ・保護者や、関係機関とも連携して、継続的な指導を行う。

## ③傍観者に対しての指導

- ・直接いじめに荷担していないくとも、傍観しているだけでは、いじめを許容していることになるということを指導する。
- ・自分が止められる状況であれば、止める行動を起こすように指導する。
- ・止めることができなければ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

## ④保護者への対応における配慮事項

- ・いじめ等を認識した日のうちに、家庭訪問等で面談し事実関係を伝える。
- ・保護者の話を傾聴しながら、気持ちを共感的に受け止める。
- ・新たにわかった事実をふまえ、指導方針を決定していく。
- ・指導後の様子や変化に注意してもらい、継続的に情報交換を行う。

## (8) 重大事態への対処について

### ① 重大事態の発生

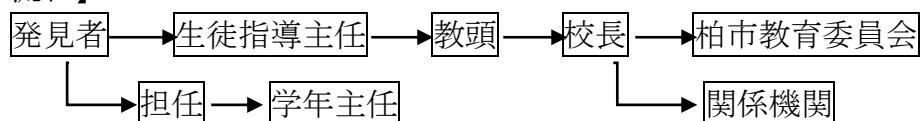
【重大事態とは】※いじめ防止対策推進法第28条より

- いじめによりその学校（柏四中）に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめによりその学校（柏四中）に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### ②

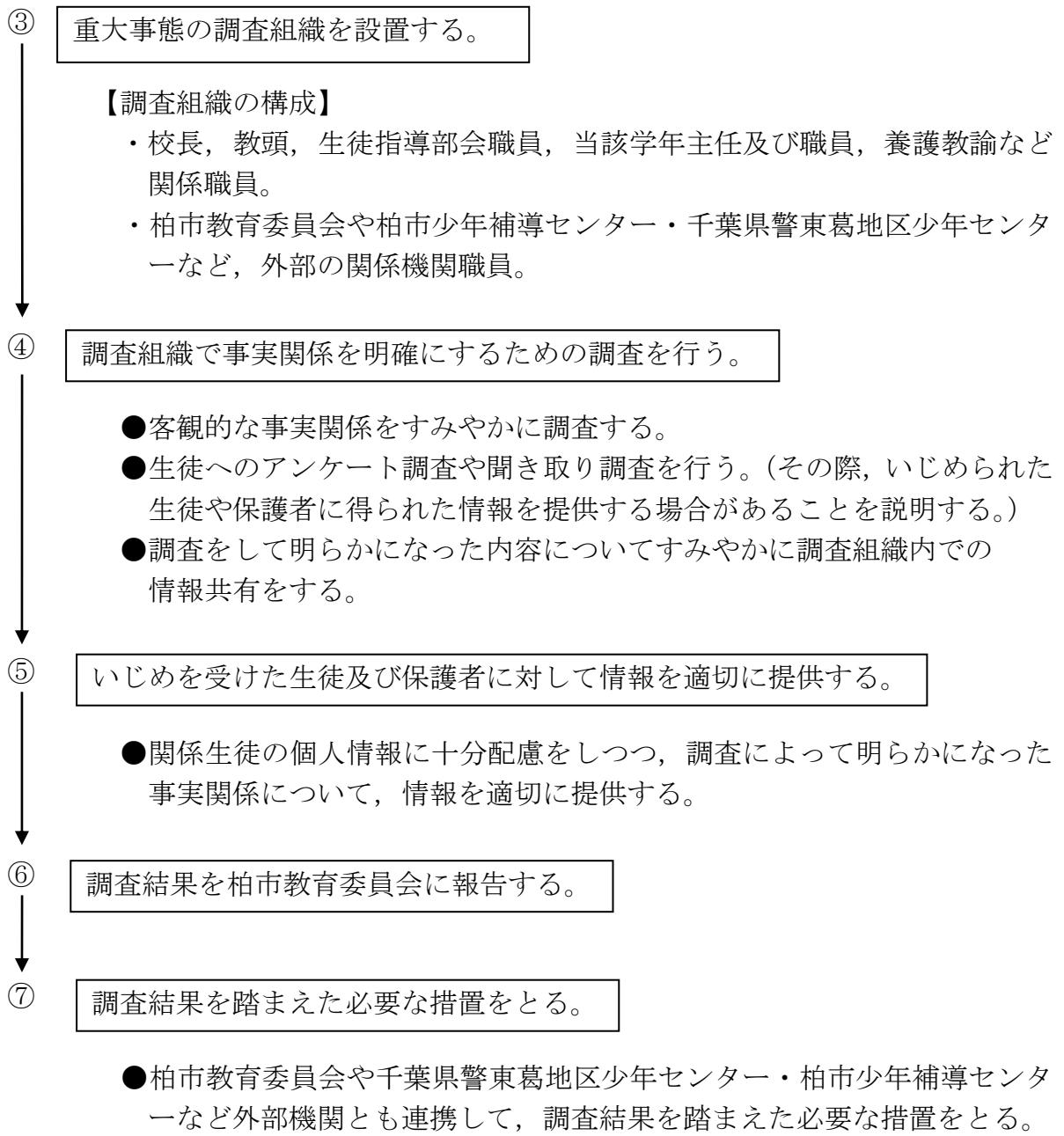
- ・柏市教育委員会に重大事態の発生を報告
- ・学校内への重大事態の発生を報告

【報告の流れ】



※緊急時には臨機応変に対応する。

※必要に応じて、警察など関係機関にも通報する。



#### (9) 公表、点検、評価等について

- ① 「柏第四中学校いじめ防止基本方針」のホームページの掲載で家庭に公表する。
- ② 学校評価のアンケートなどを通して、教職員だけでなく、広く評価を行う。
- ③ いじめ防止基本方針は、いじめ調査等の結果を基にいじめの実態を分析・検証  
し、毎年度末に見直しを行いながら、常に学校の実態に合うよう、改善を図って  
いく。

(10) 年間指導計画について（別紙）

附則 この方針は平成26年3月策定  
平成26年4月1日から施行  
附則 平成27年11月1日改正  
平成28年5月20日改正  
平成29年4月21日改正  
平成31年4月25日改正  
令和2年 4月 1日改正  
令和3年 5月 10日改正  
令和4年 4月 4日改正